

京都市告示第6 1 7号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年2月20日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社コペル	児童発達支援	コペルプラス 京都市役所前教室 2650300276	京都市中京区麩屋町 通御池上る上白山町 264番地 稲川ビル4階	令和6年 1月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)